姶良市告示第285号

姶良市罹災証明書等交付要綱を次のように定める。

令和4年5月17日

姶良市長 湯元 敏浩

姶良市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の区域内で発生した災害(災害対策基本法(昭和36年 法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。以下 同じ。)によって生じた被害(火災による被害を除く。以下同じ。)についての 証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 居住 世帯員が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。
 - (2) 住家 現に居住の用に供している建物をいう。
 - (3) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
 - (4) 物件 次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア 非住家 住家以外の建物をいう。
 - イ 工作物 塀、門柱その他土地に定着する構築物をいう。
 - ウ 動産 車両(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項から 第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。)及び家 財等の物品をいう。

(罹災証明書の交付申請)

- 第3条 災害により住家又は物件に被害を受けた者は、住家の被害の程度又は物件に被害が生じた事実について罹災証明書の交付を受けようとするときは、罹災証明書交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 被害場所の位置図
 - (2) 住家又は物件の被害の状況を撮影した写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、同項の申請書を提出する際に、 個人番号カード、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他当該 申請をする者が本人であることを示す書類として市長が適当と認めるもの(以 下「本人確認書類」という。)を提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、被災した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申請をすることができなかったことにつきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による申請を代理人によってするときは、代理人は、委任状を 市長に提出しなければならない。この場合において、代理人及び代理人に申請 の委任を行った者は、本人確認書類を提示しなければならない。
- 5 第2項及び前項に規定する申請時における本人確認書類の提示について、提示することができないと市長が認める場合はこの限りではない。

(罹災証明書の交付等)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容 を職員が現地調査した結果、災害により住家又は物件に被害が生じたと認めら れるときは、罹災証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、災害により住家又は物件に被害が生じた事実 を確認することができないときは、申請者に対し、その旨を罹災証明書不交付 決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、物件の被害に限っては、写真その他書類の 審査で被害が生じた事実を明確に確認することができるときは、現地調査を省 略することができる。

(再調査の申請)

- 第5条 罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書に記載された住家の被害の程度について不服があるときは、その交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、被害認定再調査申請書(様式第4号)を市長に提出して、その再調査を申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、住家の被害の程度について 再調査を行い、その結果に基づいて、当該申請をした者に罹災証明書を交付す るものとする。
- 3 前2項に規定する再調査は、住家に被害があった場合のみを対象とし、物件 のみに被害があった場合は、対象外とする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、罹災証明書の交付に関し必要な事項は市

長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年5月17日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

罹災証明書交付申請書

年 月 日

姶良市長 殿

申請者 (窓口に来られた方)

住所 〒 -

氏名

罹災者との関係

電話番号

災害により、次のとおり住家又は物件に被害が生じたので、罹災証明書の交付を申請します。

罹災者 (世帯主)	住所			
	ふりがな		電話番号	
	氏名			
罹災年月日	年	月 日 時 分頃		
罹災原因	□暴風 □豪雨	i □洪水 □高潮 □地震 □	豪雪	
	□その他()	
罹災場所				
罹災住家	□①持家 □②借家(所有者名)	
罹災物件				
罹災状況				
添付書類	□被害状況を示	す写真		
	□その他()	

市確認欄

□個人番号カード	□運転免許証	□パスポート	□保険証	□年金手帳		
□その他()	

記入上の留意点

- 1 申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記入してください。
- 2 代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記入してください。
- 3 「罹災年月日」欄には、罹災又は罹災したと思われる年月日を記入してください。
- 4 「罹災原因」欄には、該当災害の□に☑してください。
- 5 「罹災場所」欄には、被害のあった住家の所在地を記入してください(借家の場合は当該物件名称等 も補記してください。)。
- 6 「罹災住家」欄には、被災した当該住家の□に図してください。
- 7 「罹災物件」欄には、被害のあった物件の種類を記入してください。
- 8 「罹災状況」欄には、被害内容をできる限り具体的に記入してください。

例1:○月○日○時○分大雨による裏山の土砂崩れにより、自宅1階部分が使用不能。

例2:台風による強風で○月○日○時○分自宅の屋根が損傷した。

例3:台風による強風で \bigcirc 月 \bigcirc 日 \bigcirc 時 \bigcirc 分自宅のカーポートが損傷した。

9 「添付資料」欄には、申請の際に添付した該当資料の□に☑してください。

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に必要事項を記入してください。

委 任 状

年 月 日

私は、申請者を代理人とし、罹災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

委任者(罹災者) 住所

氏名

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
罹災原因	年 月 日の	による
被災住家の所在地		
住家の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない(一部損壊)	
浸 水 区 分	□床上浸水 □床下浸水	
※物件の被害		

- 注1住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう)のために使用している建物のこと(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急処理等の対象となる住家)。
 - 2この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
 - 3 この証明書に記載された住家の被害の程度に不服があるときは、この証明書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出することができます。
 - ※物件の被害については、災害により被害があった旨を証明するものです。対象物件の被害程度を証明 するものではありません。

上記のとおり、相違がないことを証明します。

年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

姶良市長

罹災証明書不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった罹災証明書については、下記のとおり交付しないことに決定したので、姶良市罹災証明書等交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

被害認定再調査申請書

年 月 日

姶良市長 殿

申請者 (窓口に来られた方) 住所 〒 -

> 氏名 罹災者との関係 電話番号

次のとおり、災害による住家の被害の認定に係る再調査について申請します。

罹災証明書の整理番号					
申請の理由					
再調査を必要とする					
被害箇所					
※ 罹災証明書を添付する場合は、	次の欄の記入は不要です。				
ふ り が な					
罹災者(世帯主)の氏名					
罹災した住家の所在地(共同住					
宅その他1戸建ての住家以外に					
ついては、建物の名称及び部屋					
番号も記載してください。)	口的水口旧水				
罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に必要事項を記入してください。					
	委 任 状				
	年 月 日				
私は、申請者を代理人とし、被害認定再調査の申請及び罹災証明書の受領に関する権限を委任しま					
す。					
委任者(罹災者) 住所					
氏名					
市確認欄					
□個人番号カード □運転免許証 □パスポート □保険証 □年金手帳					
□その他(